

第13回木曾川文化圏市町合併協議会 会議録

●日時 平成16年2月4日(水) 午後1時58分～2時33分

●会場 各務原市産業文化センター 8階第1特別会議室

●日程

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

〈協議事項〉

協議第58号 新市建設計画について

4. その他

〈確認事項〉

○合併協定書について

○今後の合併協議会等の開催日程について

5. 閉 会

●出席委員

会 長 森 真

副会長 野田敏雄

委 員 横山隆一郎 白木 博 星野鉄夫 長谷川匡一  
武藤孝子 広瀬利和 小森利八郎 尾関益男  
野田 功 小島 武 苅谷彰三 村井宏行  
田中露美 横山勝利

●欠席委員 松田之利 松原史尚

●事務局職員

事務局長 五藤 勲

事務局次長 藤ノ木大祐 松岡秀人 林 昭光

事務局長補佐 村井清孝

総務係長 稲川和宏

計画調整係長 前田直宏

事務局員 稲垣嘉朗 江田裕之 前島宏和 尾関 淳

【事務局】

では、定刻となりましたので、ただ今より、第13回木曾川文化圏市町合併協議会を開会させていただきます。本日は松田委員と松原委員がご欠席というご連絡を頂いております。では、はじめに当協議会会長の森各務原市長より、ごあいさつをお願いいたします。

【会長：各務原市長】

どうも皆さんご苦勞様でございます。おかげさまで合併協議も第13回目を迎えることになりました。今日の議題は新市建設計画について、それから、その他確認事項についてでございます。よろしくご審議いただきまして、会議を円満に運びたいと存じますのでよろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。続きまして、本日の議事に入らせていただきます。規約に基づきまして、会長に議長をお願いいたします。

【議長：各務原市長】

それでは、議長をつとめさせていただきます。

議事に入ります前に、会議運営規程に基づきまして、本日の会議録署名委員の方をご指名させていただきます。横山隆一郎委員と尾関益男委員のお二方をお願いいたしたいと存じます。後日、事務局から議事録を持って伺いますので、よろしくお願いいたします。それでは、お手元に配付いたしました次第に基づいて、進めてまいりたいと存じます。本日は、協議事項1件が議題として提出されております。それでは、協議第58号について、ご協議いただきたいと存じます。協議第58号の「新市建設計画について」を事務局から説明願います。

【事務局】

それでは、新市建設計画についてご説明申し上げます。水色の冊子の資料の1ページをご覧ください。

協議第58号新市建設計画について（案）。合併特例法第5条に規定する市町村建設計画については、「新市建設計画」に定めるとおりとする、という調整案でございます。

新市建設計画の小委員会案の最終版が、お手元に配付されていると存じます。ここで新市建設計画策定にかかる経過について少しご説明を申し上げ、またそのあと岐阜県との事前協議の結果をご報告させていただきます。

皆様すでにご承知のとおりでございますが、新市建設計画の策定につきましては、「新市建設計画策定に関する小委員会」に付託、過去4回の小委員会が開催されまして、活発にご審議いただいたところでございます。

また、その小委員会の成果につきましては、第11回と第12回のこの協議会で小委員会の報告をいただきまして、計画の内容についても、すでにご説明申し上げているところでござ

ざいます。

本日は、前回の協議会でご報告申し上げておりましたように、岐阜県への事前協議の結果を踏まえた形での「小委員会案の最終版」をお手元にお配りしたということでございます。

岐阜県から、どのような指摘があったかにつきましては、ただ今より担当者から説明させます。本日、この案をご承認いただければ、早速、明日からでも、正式な県協議に入りたいと考えておりますので、よろしくご協議いただきますようお願い申し上げます。

#### 【事務局】

それでは、新市建設計画に対する県の事前協議結果を報告します。

ただいま事務局長が申し上げましたとおり、1月初めに、小委員会案を県に提出しまして事前協議をお願いしました。そして、27日に岐阜県から回答がまいりました。

結論から申し上げます、根幹にかかわるような大きな変更、手直しすべきものは何もありませんでしたが、16カ所の部分につきまして指摘がございましたのでご報告いたします。

お手元の協議第58号裏面次のページをご覧ください。まず、一つ目の県の関係課との調整を要したものの、つまり、県の関係部署と市の担当部署との間で調整を必要としたものが1カ所ありました。これにつきましては、各務原市が以前から県事業として事業採択、つまり県事業として実施されるよう要望しています都市計画道路事業の2路線のこととなります。

この二つの都市計画道路事業は、4車線・道路幅25mの都市と都市を結ぶ幹線道路事業であり、県で事業実施されるべき規模の道路であることから、市としては、長年要望活動を続けています。

しかし、現時点では、まだ事業採択されていないという理由により、当初、県の担当側から新市建設計画上の県事業の一覧表から削除されるよう旨の意見・注文がありました。その後、担当課、担当者同士の話し合いで、ただし書きのような次の文章、四角い枠の中ですが「犬山東町線バイパスの建設及び日野岩地大野線の建設については、事業主体等未定なため、今後、県と整備手法について調整をしていくものとする。」という一文を加えることで了承されましたので、まず報告します。

その他、数値データを最新の時点修正するなど、単純に、事務的に処理を行った修正カ所が15カ所となっております。

以上が、県の事前協議回答への対応とその結果です。そして、それらを全て反映させたものが、本日の皆様のお手元にあります新市建設計画案となっております。

#### 【会長：各務原市長】

只今説明いただきましたが、ご意見・ご質問等がございましたら、いただきたいと思います。

#### 【白木博委員】

会長。この計画案は前回もいただきまして、私も素人なりに良くできているなという感

じをいただきました。ちなみに今、県下ではいろいろなところが合併協において計画案を審議し、そして県と協議しております。他の所ではこういう修正、改正と言うのは普通どのくらいなのかを参考に教えて頂けないでしょうか。

【事務局】

大変申し訳ありませんが、他の協議会での数までは掌握しておりません。

【広瀬利和委員（岐阜地域振興局長）】

それではお答えします。

事前協議の所要期間は、約1ヶ月間ほどいただきたいと。多分、前回誰かお話されたと思うんですが、私も県では合併支援要綱を作っておりまして、新市建設計画に載っております事業のうち、県事業については重点実施、それから市町村事業等で補助事業については優先採択しようということになっておるわけなんですね。これは県議会でも知事が答弁しております。特に合併に伴う新市建設計画について県としても各部局で、この計画に基づいて精力的にやろうと、こういうことでございますから、比較的シビアに協議を行ってます。今までの例ですと何十カ所も修正があるところもございますし、いろいろです。今のお話ですとほとんど無かったということで、大変よくできていた部類でございます。従来ですと、県事業として書いてあるところは重点実施しなくちゃなんらんということで、削除をお願いしたケースもたくさんございます。従いまして当建設計画につきましては十分に良く出来ていると、こういうふうに理解しております。以上でございます。

【会長：各務原市長】

ありがとうございます。よろしゅうございますか。その他ございましたらいただきたいと。はい、どうぞ。

【副会長：川島町長】

特定のページで恐縮でございますが。決して地域エゴとかそういうことじゃございませんので、ご了解願いたいと思いますが、52ページにつきましては特に県からの注文とかクレームとかは。

【事務局】

全くありません。

【会長：各務原市長】

その他ございますか。

〔発言する者なし〕

ご質問、ご意見も尽きたようですので。協議第58号については、小委員会原案どおり県との協議結果も含めて決定いたしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

【会長：各務原市長】

ありがとうございました。それでは、協議第58号の「新市建設計画について」は、原案どおり決定いたしました。

先ほど、事務局から説明がございましたとおり、本日の協議会でのご承認を受けて、県知事への正式協議に入りたいと存じます。県との協議の結果につきましては、後日、ご報告申し上げます。ありがとうございました。本日予定されておりました「議題」については以上でございますが、確認事項等がございますので、事務局から説明させます。

【事務局】

それでは、確認事項ということで「合併協定書」につきまして、ご説明をいたします。

合併協定書は、今までこの合併協議会で協議を進めてまいりまして、ご承認いただいた項目を整理したものです。お手元の黄色い紙の後ろの「合併協定書」をご覧ください。基本的には、承認された調整方針をそのまま掲載しておりますが、一部修正した部分もございます。

整理する上での考え方としては、まず「承認された調整方針の文言は、できる限り尊重する」、次に「調整方針の表現が、不明瞭あるいは誤解を招きかねないような場合は修正する」、「修正する場合は、当然のことながら、調整方針からそれることのないようにする」、「協定書全体のバランスを取りながら、言い回しなどを統一する」。以上のような方針で整理したものがお手元の「合併協定書」でございます。なおこの協定書につきましては、先日、幹事会で承認をいただいておりますので、ご報告申し上げます。それでは、協定書を順に朗読させていただきます。

〔協定書を朗読〕

【事務局】

ただいま、協定書を朗読させていただきましたが、この協定書に基づき各務原市と川島町の間で、調印式が行われるわけでございます。いわゆる「合併協定調印式」でございます。前回の協議会でもお知らせいたしましたように、今のところ2月25日水曜日の午前中に予定いたしております。合併協議会の委員の皆様には、立会人としてご出席いただきたいと存じますので、スケジュールのご調整をよろしくお願い申し上げます。詳しくは、後日、ご案内状をお届けいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

なお、確認事項の最後のページをご覧ください。今後の協議会開催日程の予定を掲示してございます。次回は、第14回3月27日の土曜日に本日と同じこの会議室で予定いたしております。年度末で、ご多忙とは存じますが、スケジュールのご調整を、よろしくお願い申し上げます。事務局からの確認事項は以上でございます。

【会長：各務原市長】

ただいま事務局から確認事項及び今後の合併協議会等の開催日程の予定を申し上げますが、ご質問等ございましたら、いただきたいと思っております。

【副会長：川島町長】

今事務局案として2月25日ということで、お話を承りましたが、川島町の場合、私は、

町内の諸所の手続きを経て、それから調印に臨みたいというような意を強く持っております。2月25日というのは仮置きというようなことにはならんものかなあと。

【会長：各務原市長】

そういう意味でしょ、事務局。

【事務局】

ただいま申し上げましたとおり、あくまで予定でございます。

【会長：各務原市長】

そのほかございますか。

〔発言する者なし〕

【会長：各務原市長】

ご意見等もないようでございます。委員の皆様のご尽力によりまして、本日をもって、すべての合併協議が整ったということでございます。心より感謝申し上げます。

今後は、合併協定の調印式が終われば、各々の市町の議会での議決ということになってまいる訳でございます。両市町の議会でも、無事に議決をいただけますよう、私も川島町長さんも全力を尽すということでございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これをもちまして、第13回木曾川文化圏市町合併協議会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時33分 閉会

以上、第13回木曾川文化圏市町合併協議会会議録の内容が正確であることを証明するため、ここに署名する。

会議録署名委員

会議録署名委員